

【基本計画】

- 名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な推進を図ります。
- 保健事業・福祉事業・介護保険事業の相互の連携を深め、地域の保健・医療・福祉の総合的な推進を図ります。
- 健やかでいきいきとした生活に向け、生活習慣病の予防と介護予防を一体の対策として、名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と「健康なごやプラン21」との整合を図りつつ事業を展開します。

【現状と課題】

現 状

1 高齢者の現状

- 平成21年10月1日現在、名古屋市内の65歳以上人口は466,152人で総人口の20.6%を占めています。65歳以上人口は年々増加し、平成26年度には53万人に達すると推測されています。(表9-1)

2 健康支援対策

- 「健康なごやプラン21」に基づき、市民を対象とした健康教育、健康相談、各種検診、訪問指導等を実施しています。

3 介護予防対策

- 介護保険法は、自立した日常生活を営むことができる社会の実現を図ることを目的に平成17年に改正が行われました。そこで、予防重視型システムへの転換とともに、地域密着型サービス及び地域包括支援センターが創設され、地域支援事業、新予防給付が導入されました。

- 介護予防事業として、要介護状態になることを防止し、高齢期の生活の質を高めるため、いきいき介護予防事業を実施しています。

課 題

- 「健康なごやプラン21」に基づき、生活習慣病予防と健康寿命の延伸をめざした事業を推進する必要があります。
- 高齢者の生きがいを高めていくとともに、知識や技能等を地域活動に生かして社会参加の促進を図る必要があります。
- 介護予防の中核拠点となる地域包括支援センターにおいて、地域における総合相談窓口及び介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援、権利擁護事業などの事業を適切に実施する必要があります。
- すべての高齢者を対象に、健康保持や疾病予防の相談など介護予防施策の推進が必要です。
- 健康診査の結果や保健師の訪問活動などから、支援が必要な虚弱高齢者の把握に努め、介護予防事業を実施することにより、要支援・要介護状態になることを防止し、自立した生活を送るための支援をしていくことが必要です。
- 要支援者に対しては、重度化の防止、状態の維持改善を図るため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など介護予防に資するサービスを適切に提供する必要があります。

4 自立生活に不安のある高齢者の支援対策

- 平成12年に介護保険法が施行されて以降、要支援・要介護者数は大幅に伸びており、平成21年9月30日現在73,180人となっています。また、平成26年度には84,100人に達すると推測されています。(表9-2、表9-3)
- 介護保険の在宅サービスの利用量は、制度開始以来おおむね増加しています。(表9-4)
- 介護保険施設等の整備については、名古屋市長寿保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、整備を進めています。(表9-4)

5 認知症高齢者等の生活支援対策

- 今後の高齢社会の進展に伴って、我が国の認知症高齢者の数は増加し、ピーク時(2040年)に400万人に近い人数になると見込まれています。なお、2010年(平成22年)における本市の認知症高齢者は人と推計されています。
- 市内各区の地域包括ケア推進会議において、認知症に関する専門部会を設け、住民、保健・医療・福祉関係者、行政の連携を図っています。
- かかりつけ医に対し、認知症診断技術の習得や地域連携等に係る研修を実施し、医療と介護が一体となった発症初期からの適切な認知症支援体制の構築を図っています。
- 地域包括支援センターでは、認知症高齢者を介護する家族の負担軽減を図るために、認知症家族教室、家族サロン、医師による専門相談及び認知症サポーター養成講座等を実施しています。

- 地域住民による地域福祉活動や民生委員・保健委員活動により、介護や支援の必要な高齢者のニーズを速やかに把握し、適切なサービスに結びつけることができるよう地域での相談支援体制の構築が必要です。
- 日常生活圏域を設定し、身近な地域できめ細かいサービスが受けられるよう地域密着型サービスを提供することで、可能な限り在宅で生活することができるよう支援する必要があります。
- 在宅サービスや施設サービスの提供基盤の整備を引き続き推進する必要があります。
- 介護保険施設の整備については、ユニットケアを特徴とする個室化を図り、在宅では対応が困難な要介護度の重い方の利用を重点的に進めていく必要があります。
また、新たな介護サービスである地域密着型サービスともバランスをとりながら計画的に整備していく必要があります。
- 介護サービスの質を確保するため、事業者情報の提供やサービスの質を高める施策が求められます。
- 介護療養型医療施設については、療養病床の再編成の今後の動向を見守っていく必要があります。

- 認知症の予防から早期発見、早期対応までの総合的な認知症対策の推進や認知症の正しい理解を深め、偏見のない、認知症高齢者が住みやすい環境づくりが必要となります。
- 保健所、福祉事務所、精神保健福祉センターや地域包括支援センターにおける相談などの支援体制の充実が必要です。
- 高齢者虐待の予防と早期対応に地域全体で取り組み、高齢者が尊厳を持って暮らせる地域づくりが求められています。
- 障害者・高齢者権利擁護事業の充実とともに、成年後見制度の利用支援事業の実施が求められています。
- 認知症施策における医療の中心的役割を担う認知症疾患医療センターの設置について、認知症の連携担当者の配置を含め検討します。

【今後の方策】

- 高齢者保健医療福祉対策については、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図るため、名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、健康なごやプラン 21 との整合性を図りながら、各種事業の着実な推進に努めます。

表 9-1 名古屋市の 65 歳以上人口の推移 (各年 10 月 1 日現在)

	65 歳以上人口 (老年人口)	人 口 内 訳	
		65～74 歳	75 歳以上
平成 17 年	408,558	237,000	171,558
21 年	466,152	258,126	208,026
23 年	495,000	267,000	228,000
26 年	537,000	285,000	252,000

資料：平成 17 年は国勢調査（総務省）

平成 21 年は人口動向調査（名古屋市）

平成 23 年、26 年は将来推計人口（名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

表 9-2 要支援・要介護者の推移 (平成 12 年を除き各年 9 月 30 日現在)

	平成 12 年 (4 月)	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
要支援 1 (要支援)	3,085	7,200	6,342	7,103	7,685	
要支援 2	—	5,600	10,878	12,354	12,527	
要介護 1	6,863	18,746	11,161	9,473	9,884	
要介護 2	5,099	12,125	14,078	14,700	14,635	
要介護 3	4,257	9,677	10,945	11,597	11,833	
要介護 4	4,557	8,196	8,807	8,971	9,428	
要介護 5	3,373	6,260	6,598	6,535	7,188	
合 計	27,234	67,804	68,809	70,733	73,180	

資料：名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

注：平成 18 年の「経過的要介護」は「要支援 1」に含む

表 9-3 要支援・要介護者の将来推計

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 22～26 年の増減
要支援 1	7,700	8,400	
要支援 2	13,000	14,000	
要介護 1	11,800	12,700	
要介護 2	16,000	17,300	
要介護 3	12,400	13,400	
要介護 4	9,700	10,500	
要介護 5	7,200	7,800	
合 計	77,800	84,100	

資料：名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

図 9-① 名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の構成

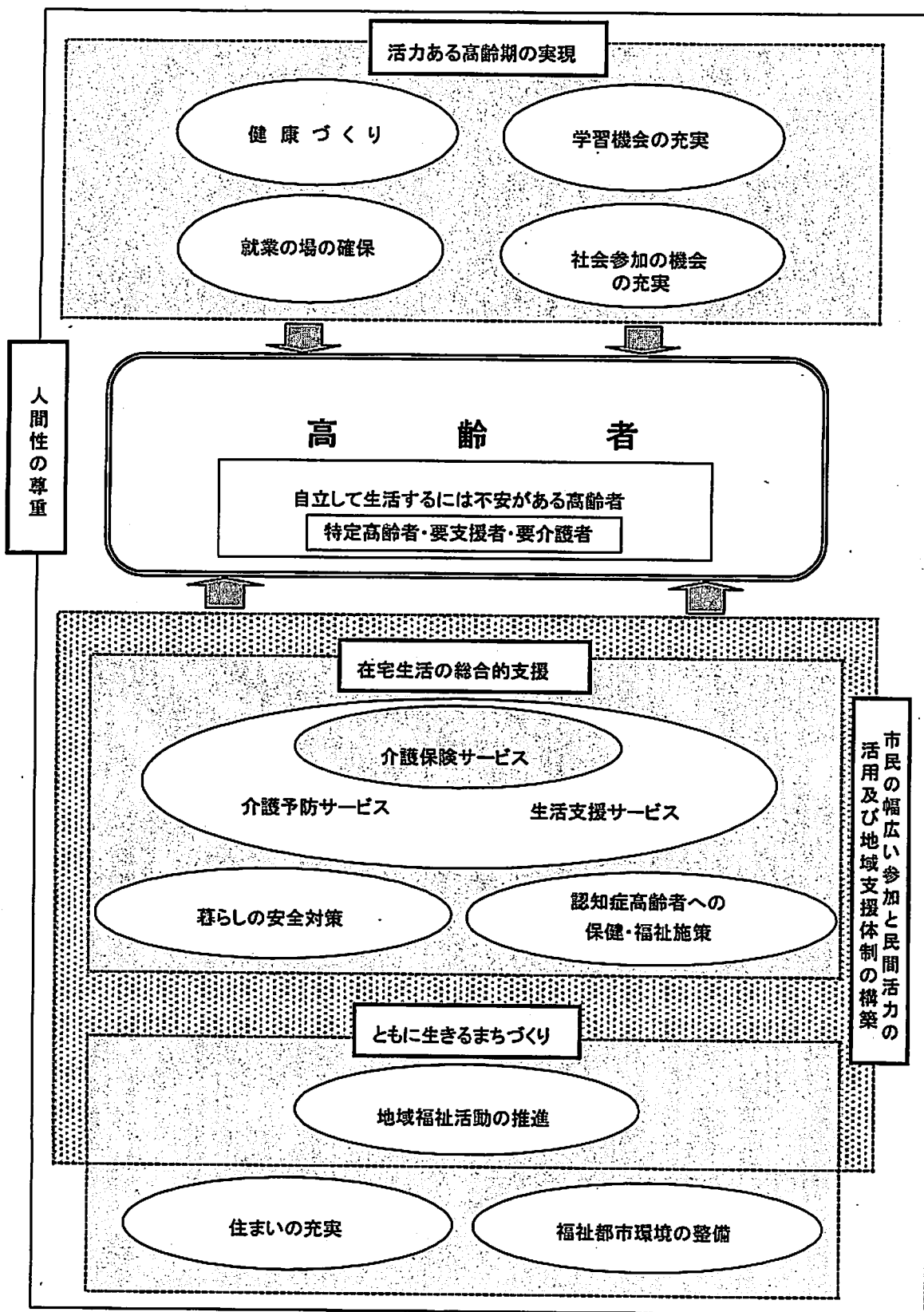


表 9-4 主な事業の実績及び実施目標（サービスの見込み量）

○健康づくり事業

事業名		平成20年度 (実績)	平成23年度 (目標)	備考
健康教育		616回	800回	健康づくりに関する知識の普及を図るため各種健康講座を開催する。
健康相談		3,888回	4,200回	心身の状態に応じたきめ細かな助言指導を行う。
健康 診査	胃がん検診	人 (7.2%)	50,000人 (15.0%)	がんの早期発見や生活習慣の改善に取り組むための機会として、各種検診を実施し、自主的な健康管理を支援する。
	大腸がん検診	人 (13.6%)	94,000人 (24.8%)	
	子宮がん検診	人 (28.7%)	64,000人 (34.8%)	
	乳がん検診	人 (11.6%)	30,000人 (19.8%)	生涯自分の歯で食事がとれるよう、40歳、50歳、60歳及び70歳の市民を対象に歯周疾患検診を実施する。
	肺がん検診	人 (15.3%)	111,000人 (31.5%)	
	歯周疾患検診	人 (20.3%)	7,300人 (30.4%)	

注：健康診査の（）内は受診率

○介護予防事業

(人)

事業名	平成20年度 (実績)	平成23年度 (目標)	備考
いきいき介護予防健診 (生活機能評価)		112,000	からだと心の元気度をチェックして自分の状態を知っていただくことにより、改善・維持の取り組みへつなげる。
		20,100	
手軽に運動するための取り組み		73,900	運動を始める「きっかけ」づくりとして、運動指導等を実施する。 (いきいき教室<運動編>、なごや健康カレッジ、なごや健康体操の普及、得トク運動教室(運動器の機能向上事業))
楽しく学ぶための取り組み		73,100	運動や栄養、口腔ケア等、介護予防に資する知識の普及啓発を実施する。 (いきいき教室<学習編>、松ヶ島における健康づくり事業、福祉会館わくわく通所事業)
地域との協働による取り組み		132,400	地域ボランティアとの協働により、自立生活を支援するとともに、自主活動グループの支援を行う。 (高齢者はつらつ長寿推進事業、地域住民への活動支援事業)
困ったときのための取り組み		107,900	自立支援訪問員や保健師の訪問等により日常生活の支援を行う。 (高齢者自立支援訪問事業、高齢者自立支援短期宿泊事業、介護予防個別相談支援事業、訪問型介護予防事業、高齢者自立支援配食サービス事業)

注1：いきいき介護予防健診は実人数、その他の事業は延べ人数

注2：いきいき介護予防健診の上段は健診受診者数、下段は特定高齢者数

○介護保険の在宅サービス

(人/月)

サービス名	平成 19 年度(実績)	平成 20 年度(実績)	平成 23 年度(見込)
訪問介護	6,705		8,550
	13,278		14,070
訪問入浴介護	4		10
	1,344		1,500
訪問看護	370		490
	3,814		4,450
訪問リハビリテーション	49		150
	480		1,270
通所介護 (デイサービス)	3,087		4,970
	11,555		15,030
通所リハビリテーション (デイケア)	985		1,440
	4981		5,980
短期入所生活介護 (ショートステイ)	79		170
	2,601		4,530
短期入所療養介護 (ショートステイ)	22		30
	796		860
福祉用具貸与	1,503		2,940
	14,544		19,150
居宅療養管理指導	461		980
	5,212		10,550
居宅介護支援	27,205		29,670
介護予防支援	10,212		13,520
特定福祉用具販売	153		190
	461		440
住宅改修費の支給	147		190
	317		300

注：上段は予防給付、下段は介護給付

○介護保険の施設・居住系サービス

(定員数)

施設名	平成 21 年 3 月 31 日 (実績)	平成 21 年度 (目標)	平成 23 年度 (目標)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,668	5,780	6,280
介護老人保健施設	5,580	5,610	6,010
介護療養型老人保健施設	0	0	0
介護療養型医療施設	940	920	920
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)		2,290	2,650
特定施設入居者生活介護 (介護専用型特定施設)		720	840
		4,160	4,560

注：特定施設入居者生活介護の上段は介護専用型、下段は混合型

○介護保険の地域密着型サービス

(人/月)

サービス名	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込)
夜間対応型訪問介護※	123		370
認知症対応型通所介護	7		10
	251		570
小規模多機能型居宅介護	5		10
	76		500
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	24		20
	1,999		2,470
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	0		320
地域密着型特定施設入居者生活介護※	18		80

注 1：上段は予防給付、下段は介護給付の実績、見込み量

注 2：※のサービスは介護給付のみ

○介護保険の市町村特別給付

(人/月)

サービス名	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込)
生活援助型配食サービス	5,025		7,910

○生活支援サービス

事業名	平成 20 年度 (実績)	平成 23 年度 (目標)	備 考
高齢者住宅改修相談事業		150 件	身体状況や家屋の構造等を踏まえて住宅の改良の相談や助言を行う。
緊急通報事業 (あんしん電話事業)		3,200 人	心臓病等、慢性疾患のあるひとり暮らしの方に特殊電話機を貸与し、救急や火災などの際に非常連絡ができるようにする。
福祉電話の貸与		1,150 人	低所得のひとり暮らしの方に福祉電話を貸与し、定期的な電話訪問を行い、安否確認を行う。
日常生活用具給付事業		1,850 件	ひとり暮らしの方に火災警報器等を給付し、安全で安心できる生活を支援する。
生活援助軽サービス事業		3,400 人	ひとり暮らしの方等の臨時的軽易な日常生活上の援助を行う。
養護老人ホーム		770 人	環境上及び経済的理由により、家庭において養護を受けられない方の入所施設。
軽費老人ホーム シルバーハウジング		1,500 人	軽費老人ホーム：在宅福祉サービスを利用しながら、自立した生活をするための入所施設。 シルバーハウジング：高齢者世話付住宅。

注：養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・シルバーハウジングは定員数

資料：名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【基本計画】

- 「健康なごやプラン21」の目標である8020（ハチマルニイマル）を達成するため、ライフサイクルに応じた歯科保健施策の充実を図ります。
- 個々の口腔の健康管理を支援するため、歯科保健事業における保健指導と歯科医療との連携を図ります。
- 歯科保健情報の収集・分析・評価を行い、住民が自分自身で生涯を通じて歯の健康づくりができるように、歯科保健情報・知識の普及啓発を図ります。

【現状と課題】

現 状

1 歯科保健対策

(1) 妊産婦歯科保健

- 妊婦及びその夫を対象としたニューファミリーセミナーにおいて歯科保健指導を実施しています。
- また、市内の協力歯科医療機関において、妊産婦歯科診査を実施しています。

(2) 乳幼児歯科保健

- 3か月児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査時に合わせて歯科健康診査・保健指導を実施する他、お口の発達支援事業（離乳期の乳幼児対象）、むし歯予防教室（2歳児対象）、母と子の歯の健康教室（う蝕り患性の高い幼児とその母親対象）等を実施しています。さらに、希望者にはフッ化物塗布を実施しています。

(3) 学校歯科保健

- 幼稚園・保育所では学校保健安全法及び児童福祉施設最低基準に基づき歯科健診を実施しています。
- 幼稚園・保育所に通園する4歳児及び5歳児、また、園関係者に対して、歯科講習会や健康教育を実施し、フッ化物洗口法の普及を推進していきます。
- 小学校・中学校・高等学校では学校保健安全法に基づき歯科健診、保健指導を実施しています。また、歯周疾患対策として歯科疾病特別健診を、12歳で永久歯のむし歯を1本以下にすることをねらいとした、歯科121運動を実施している学校もあります。

(4) 成人歯科保健

- 市内の協力歯科医療機関において、40歳・

課 題

- 妊娠中から出産後の適切な時期をとらえ、その人に合った歯科保健指導を実施することが必要です。

- むし歯減少という点からは効果を上げています。

今後も、乳幼児が定期的に参加する保健所での検診や教室を行い、歯の健康を手に入れるための健康づくりを総合的に支援することが必要です。

- 生涯を通じて歯の健康づくりに取り組むための生活習慣の確立を支援します。

- 幼稚園・保育所ではフッ化物洗口法を普及していく必要があります。

- 8020の達成に向けて、すでに行わ

50歳・60歳・70歳となる市民に対し歯周疾患検診を実施しています。

- また、歯と歯ぐきの健康づくり事業（口腔内診査、保健指導）を実施し、疾病の早期発見と正しい歯科保健知識の普及に努めます。

(5) 高齢者歯科保健

- 高齢者が対象の介護予防事業においてお口の機能向上事業（摂食、嚥下機能訓練等）を実施し、口腔機能の向上を図っています。
- また、在宅ねたきり状態にある市民を対象に、市内の協力歯科医療機関により訪問歯科診査を実施しています。

2 歯科医療対策

- 歯科医療はそのほとんどが地域の歯科診療所で実施され、処置が困難な症例は病診連携により病院の歯科及び歯科口腔外科で対応しています。
- 平成20年10月1日現在、市内の歯科診療所数は、1,423施設、人口1万対比6.33であり、県4.92に比べ高い値を示しています。また、歯科を標榜する病院数は27か所で、これは歯科医療機関数に対する割合で1.86%、全病院132か所に対して20.45%にあたります。

3 難病・障害者の歯科医療、歯科保健

- 障害者（児）に対する歯科医療は、愛知県歯科医師会の障害者歯科協力医制度のもとで実施されており、軽度障害者（児）については、近隣の歯科診療所で実施されています。また、中重度障害者（児）については、名古屋市歯科医師会及び愛知県歯科医師会が行政の助成を受けて運営している名古屋北・南歯科医療センター、愛知県歯科医療センターで治療、保健指導を実施しています。
- また、障害児療育の場である市児童福祉センターでは、歯科医師会の協力により、健診、保健指導、治療を実施しています。全身管理を要する障害者（児）・難病患者等については、大学病院や一部の病院歯科・歯科口腔外科等の協力のもとに治療を実施しています。
- 住民の要望により、保健所歯科衛生士が

れている歯科保健事業の周知徹底を図り、受診者数を増やすとともに、糖尿病等の全身疾患や喫煙と歯周病の関係について知識の啓発を図る必要があります。

- 8020の達成のためには高齢者となる前の成人歯科保健の充実が重要であり、高齢者の健康づくりへと関連づけていく必要があります。

- 歯科医療機関と保健所及び地域との連携を図り、摂食機能の維持改善、さらには介護予防も考慮した口腔機能の維持、向上について支援する必要があります。

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受け、必要があれば治療を受ける習慣の確立を支援していく必要があります。

- 循環器疾患や糖尿病等の基礎疾患を持った患者の増加に伴い、全身管理のもとで治療を進める必要があります。

- かかりつけ歯科医と病院歯科の連携による支援を効果的に進める必要があります。

- 歯科医師会と保健所及び地域の

在宅または障害者（児）施設へ訪問し、健康教育、保健指導を実施しています。

連携を強化し、障害者（児）の口腔衛生を保ち、口腔機能の維持、向上について支援する必要があります。

【今後の方策】

- 「健康なごやプラン 21」に掲げられた目標値の達成に向けて、ライフサイクルに応じた歯科保健対策を推進していきます。
- 保健所を中心として歯科医療機関などの関係機関が連携を図り、地域における歯科保健対策が円滑に推進されるよう支援していきます。
- 市の歯科保健対策について分析・評価し、その内容について検討していきます。

表 10-1 1歳6か月児・3歳児むし歯経験者率の状況

	1歳6か月児むし歯経験者率(%)		3歳児むし歯経験者率(%)	
	名古屋市	愛知県	名古屋市	愛知県
平成19年度	1.60		15.34	
平成20年度	1.78		14.02	
平成21年度				

資料：名古屋市健康福祉局

図 10-① 歯科保健医療体策の体系図

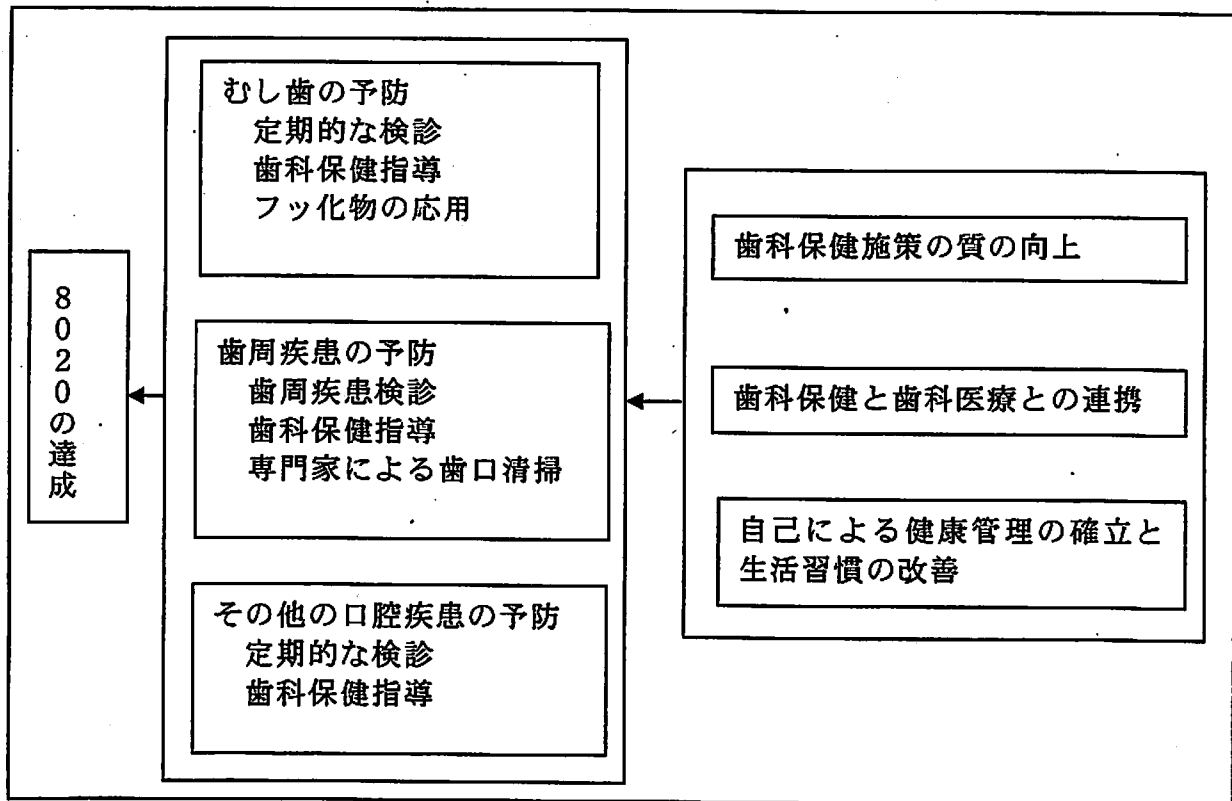
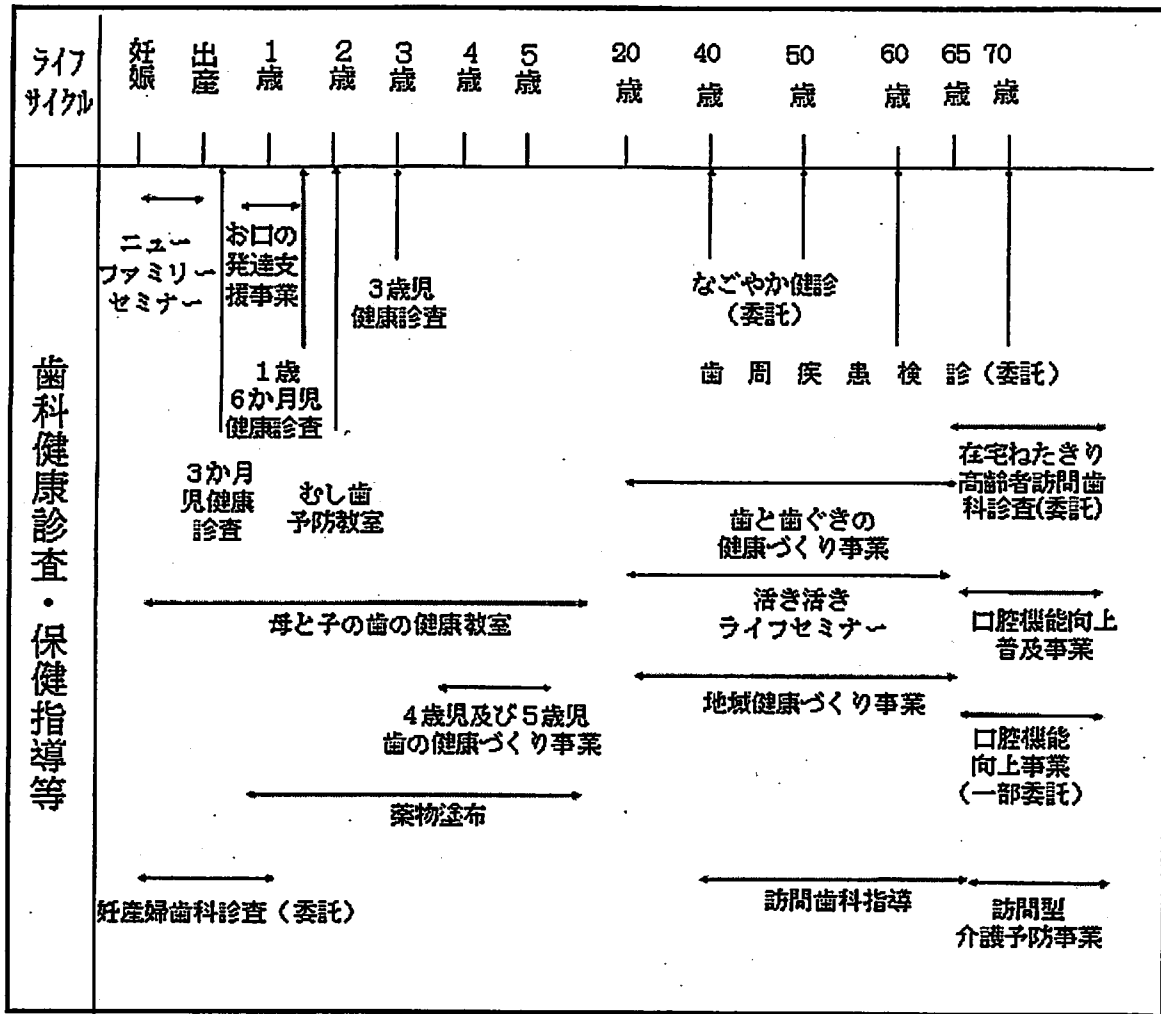


図 10-②



用語の解説

- 8020運動
80歳になっても健康な自分自身の歯を20本以上保つことを目標とする運動。
- フッ化物の応用
フッ化物の局所応用法には、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布及びフッ化物配合歯磨剤の使用が行われている。
- 摂食機能
生命維持に不可欠な食物摂取の段階を構成する機能であり、捕食（食物を口に取り込む）、咀嚼（食物をつぶして唾液と混ぜる）、嚥下（咀嚼された食物を飲み込む）の過程からなる。